

7 安立電気株式会社 S-15C形30W SSB送 S.F.M2A.R.L.6/10-30J3 S63043 昭和38年11月14日
 受信機 (注2)
 (注1)は、海岸周用に使用できない。
 (注2)は、海岸周、警務船舶周に使用できない。

郵政省告示第六十九号
 次のF三電波を使用する無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器は、無線機器型式検定規則(昭和三十三年郵政省令第四十号)第九条の規定による検定に合格した。
 昭和三十三年二月七日 郵政大臣 古池 信三

台 格 者	機 器 の 名 称	機 器 の 型 式 名	検 定 番 号	検 定 日 付
1 日本電気株式会社	M.P.R-1B形移動用超短波無線電話装置	F.F.M.2.N.E.146/162-25-1-7	F63058	昭和38年11月11日
2 沖電気工業株式会社	V.M.D-10Y-1型超短波無線電話装置	F.M.20.K.146/162-10-1-1	F63059	昭和38年11月14日
3 日本無線株式会社	J.A.A-308/3型超短波無線電話装置	F.F.M.2.N.M.54/68-3-1-1	F63060	昭和38年11月22日
4 日本電気株式会社	A.T.R-150M10-3型超短波無線電話機	F.F.M.2.N.E.146/162-10-1-6	F63061	昭和38年11月25日
5 松下通信工業株式会社	38259形超短波無線電話機	F.F.M.2.M.S.360/470-4-1-1	F63062	昭和38年12月16日
6 富士通電気株式会社	13407形超短波無線電話機	F.F.2.M.S.340/365-20-1-1	F63063	昭和38年12月2日
7 富士通電気株式会社	S.B-5F-1形超短波無線電話機	F.F.2.F.S.54/68-5-1-3	F63064	昭和38年12月7日

郵政省告示第七十号
 電波法第十五条の規定に基づき無線局免許手続規則第十九条の規定により、次のように無線局の免許を与えた。
 昭和三十三年二月七日 郵政大臣 古池 信三

免許人の氏名又は名称(免許の年月日及び番号)	無線局の種類及び設置場所	呼出符号、電波の型式、周波数(kc)及び空中線電力
静岡放送株式会社 (昭和三十八年一月三十一日) (海放第六四号の二)	実用化試験局 静岡県熱海市初島	J.O.3.A A三一一五六〇.五〇W (注)指向性空中線を使用し、主ふく射方向を伊東市字佐美方向とする。

建設省告示第四百十八号
 東京都市計画街路を次のように変更し、追加し、及び廃止する。
 その関係図書は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。
 昭和三十三年二月七日 建設大臣 河野 一郎

建設省告示第四百十九号
 武蔵野都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。
 その関係図書は、東京都庁及び武蔵野市役所に備え置いて縦覧に供する。
 昭和三十三年二月七日 建設大臣 河野 一郎

建設省告示第五百十号
 都市計画法第二条第二項の規定により、愛知県弥富郡市計画区域を昭和三十三年二月七日における海部郡弥富町、十四山村及び飛島村の区域に変更する。
 昭和三十三年二月七日 建設大臣 河野 一郎

建設省告示第五百十一号
 一級国道四号線の区域の変更に関する告示
 建設省関東地方建設局長が道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項及び第九十七条の二の規定に基づき、道路の区域を次のように変更した。
 その関係図書は、昭和三十三年二月七日から二週間建設省関東地方建設局及び同局関東四号国道工事事務所において一般の縦覧に供する。
 昭和三十三年二月七日 建設大臣 河野 一郎

区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備 考
栃木県矢板市大字針生四〇四地内	前 A	九・〇〇一・一・〇・〇	九六	上記A及びBは、関係図面で表示する敷地の区分をいう。
	後 BA	一〇・〇〇一・一・〇・〇	九六	

建設省告示第五百十二号
 一級国道四号線の供用開始に関する告示
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
 その関係図書は、昭和三十三年二月七日から二週間建設省関東地方建設局及び同局関東四号国道工事事務所において一般の縦覧に供する。
 昭和三十三年二月七日 建設大臣 河野 一郎

建設省告示第五百十三号
 一級国道十七号線の供用開始に関する告示
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
 その関係図書は、昭和三十三年二月七日から二週間建設省関東地方建設局及び同局三田国道工事事務所において一般の縦覧に供する。
 昭和三十三年二月七日 建設大臣 河野 一郎

建設省告示第五百十四号
 一級国道十七号線の区域の変更に関する告示
 群馬県北群馬郡子持村大字上白井字横戸四、八三三から 昭和三十三年二月八日
 同県沼田市岩本町字巻四六〇の一まで
 供用開始の期日 昭和三十三年二月八日
 建設大臣 河野 一郎